

## 卒業の認定に関する方針

### 卒業

下記の要項のうち全てに該当する学生を[卒業]とする

- ① 卒業必要単位62単位以上を取得している
- ② 定められた学費を完納している
- ③ 学校からの貸借物(例:図書室の本)の返却が完了している
- ④ 日本学生支援機構の貸与型奨学金受給者で返還手続きが完了している

### 卒業保留

下記の要項に1つでも該当する学生は[卒業保留]とする

※指定の期日までに下記の課題が達成された場合[卒業]、達成されない場合は[卒業不可]とする

- ① 総取得単位が55～61単位である  
⇒ 卒業追課題を期限までに提出し、不足単位(1～7単位)を取得する
- ② 定められた学費が卒業発表までに完納されていない  
⇒ 残りの学費の納入を期限までに行う  
※ 期限までに完納できないと判断される場合、[卒業不可]とする
- ③ 学校からの貸借物(例:図書室の本)の返却が済んでいない  
⇒ 貸借物の返却を期限までに行う
- ④ 日本学生支援機構の奨学金受給者で返還手続きを済ませていない  
⇒ 返還手続きを期限までに行う

### 卒業不可

下記の要項に該当する学生は[卒業不可]とする

- ① 総取得単位が61単位以下である